日本税政連

発行所
日本税理士政治連盟
東京都品川区大崎１－11－８
日本税理士会館（〒141-0032）
電話　03（5435）0910
定価　１部100円
編集発行人
小島　善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含みます。

第201通常国会閉会

外国弁護士法改正

税理士業務への影響注視

６月17日、第201通常国会が閉会した。今国会では、新型コロナウイルス感染症への対応のため異例の国会運営となったが、令和２年度税制改正のほか、外国弁護士法改正、国民年金法改正等、税理士業界に関連のある法案が審議された。

外国弁護士法の改正

外国法事務弁護士と弁護士との共同法人に関する法改正が行われ、その整備法として税理士法の改正が行われた。

税理士法第51条は、弁護士が国税局長へ通知することにより税理士業務を行うことができるとしており、弁護士法人においても社員である弁護士全員が通知弁護士である場合に限り、国税局長への通知により税理士業務ができると規定している。

通常国会で成立した外国弁護士法改正は、弁護士と外国法事務弁護士が共同法人を設立できることを改正内容の一つとしており、改正により共同法人は、日本人である社員弁護士の全員が国税局長に通知した場合税理士業務ができるようになる。

今回の通知弁護士に関する改正については、平成31年度税制改正大綱において、外国弁護士法改正を前提とする改正として取り上げられていたもの。外国弁護士法改正案は、５月22日の衆議院本会議で可決・成立し、５月29日に公布された。

今回の外国弁護士法改正は、具体的には、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備、外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等を主な内容としている。

外国法事務弁護士は、外国法の業務執行のみ可能であり日本の税法を扱うことはない。また、共同法人の社員である日本人の弁護士が税理士業務を行うことができることについては現行法からの変更はない。しかし、経済のボーダーレス化、通知弁護士の増加等を踏まえ、税理士制度への影響がある法改正に対し、日税政は今後も動向を注視しなければならない。

国民年金法等の改正

本紙既報（553号）のとおり、厚生年金保険の適用拡大等の見直し等を内容とする国民年金法等の一部改正法案が通常国会において審議されていたが、これが５月29日参議院本会議で可決され、６月５日に公布された。

改正法は、厚生年金加入の強制適用の範囲を見直し、税理士や弁護士などのいわゆる「士業」の個人事務所についても厚生年金を適用することとするもの。

持続化給付金の申請支援へ

日税連が留意点公表

５月12日の参議院経済産業委員会、５月19日の衆議院財務金融委員会において、税理士の声を反映した質疑が行われた（関連記事６面）。

新型コロナウイルス感染症への経済対策の一環としての持続化給付金については、全国の税理士が中小企業に対し、相談に応じるほか申請事務のサポートを行っている。国会審議では、電子申請・本人申請に限るとされる持続化給付金について、中小企業や税理士の視点から、利便性や制度上の疑問点について質問があり、政府からの答弁を得た。日税連はこの国会審議等を受け、ホームページにおいて「持続化給付金の申請の支援に係る留意点について」を公表した。

持続化給付金の申請の支援に係る留意点（要旨）

①有償で、申請フォームの記入、送信を支援することは、行政書士に限定

②無償で、申請フォームの記入、送信を支援することは可能

③有償で、申請手続きやWeb申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認等を行うことは可能

なお、税理士のパソコン及びメールアドレスを事業者の申請のために利用することは、電子申請が困難な者への申請サポートを通じた支援として行うことが可能（日税連ホームページより）

主な内容

記事・第1回政策委員会を開催……2面
地方短信・各単位税政連定期大会を開催……2～3面
特集・税理士による甘利明後援会……4～5面
資料・国会議事録抜粋……6面

メールマガジン「日本税政連ニュース」

配信希望者を募集

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信しております＝写真。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォーム（https://nichizeisei.jp/merumaga/）より必要事項を記入の上配信登録を行ってください。

●配信日

不定期（お知らせ内容があるときに随時配信します）

メールマガジンのバックナンバーは日本税理士政治連盟ホームページで閲覧可能です。

（URL）http://nichizeisei.jp/category/activity/

会報「日本税政連」のバックナンバーもHPにて閲覧可能です。

（URL）http://nichizeisei.jp/category/data/

お知らせ

「日本税政連」８月号は、９月号との合併号とし、９月１日に発行します。

針葉樹

首が痛い。年に数回、炎症を起こすのか首や肩が痛くなって手の指が痺れる。頚椎症である。昨年の暮れには、外反母趾で右足が変形し痛くなった。姿勢の悪さと靴が原因らしい。今年の初めからは、眼の奥に流れ星のような光が走るようになった。光視症と診断された▼数年前に受けた検査で、冠動脈石灰化症（動脈硬化が進んで心筋梗塞の一歩手前）と言われた。血圧も順調に上昇し、死ぬまで降圧剤のお世話にならなくてはならない。また、ホルモンバランスの崩れからか、夜に眠り難くなってきて睡眠薬を服用するようにもなっている。還暦を迎える数年前から様々な体の不調に襲われている（情けないが全て加齢による老化現象である）。同世代の人達と話すとみんな色々な体の悩みを抱えている▼今後、生きていく上で自分の体とは上手に付き合って行かなければならない。それを考える時、「心はからだの主人である。からだは心の下僕である」と説く江戸時代の儒学者、貝原益軒の「養生訓」は今の時代でも十分に有益で参考になる。先生方も是非ご一読あれ。

詳しくは **日本税理士共済会** からのお知らせ（８月17日発行予定）をご覧下さい。

おしどり保障

・税理士とその配偶者のみが加入できる"ご夫婦の生命保障"
・新規加入は65才まで、保障は80才まで。

個人年金

・税理士と事務所職員も加入できる"年金積立"
・新規加入は７４才まで、積立は８５才まで可能。

８月下旬申込受付開始！

モバイルサイトはこちら

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎１丁目11番８号 日本税理士会館5F
TEL 03-5740-0321　http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

来年度税制改正

コロナ禍の要望協議

ウェブ方式 政策委員会開催

日税政は5月28日、第1回政策委員会（山田隆廣委員長）を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議として行われ、主に、税制改正への対応等について協議を行った＝写真。

日税政では、毎年税制改正への対応として「税制改正要望」を作成している。

世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るっており、コロナウイルス影響による経済危機は、リーマンショックより深刻であるという見方がある。納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正要望書とは別にコロナ関連の要望書を作成し、日税連、単位税政連と連携し、要望実現に向けて積極的に対応していく。

日税連では、建議書を6月11日の理事会で機関決定し、国税庁等関係省庁に提出予定である。

「税制改正要望」及び「重点要望事項」の今後の取り扱いは、7月17日幹事会の機関決定を経て、各党及び税制関連議員へ提出、陳情活動を行う。

会議ではこの他、定期大会議案、税理士法改正について検討を行った。

地方短信

書面議決方式で定期大会を開催

関東信越税理士政治連盟

関東信越税理士政治連盟（井部俊一会長）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年の定期大会を書面議決による開催とした。

代議員250人に対し、6月10日を期日として書面議決書により議案についての回示を求めた。その結果、期日までに250人中222人から回示があり定期大会が成立、役員立ち合いのもと賛否を集計した結果、すべての議案が異議なく原案のとおり可決承認された。

なお、提出された議案は下記のとおりである。

第1号議案　令和元年度運動経過及び組織活動の承認を求める件
第2号議案　令和元年度収支決算の承認を求める件（監査報告）
第3号議案　令和2年度運動方針の議決を求める件
第4号議案　令和2年度組織活動方針の議決を求める件
第5号議案　令和2年度収支予算の議決を求める件
第6号議案　大会決議の議決を求める件

地方短信

会場を変更して第52回定期大会

九州北部税理士政治連盟

九州北部税理士政治連盟は6月19日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で委任状の提出による議決権の行使をお願いすることとなり、非常に残念に思う。

税政連は昨年度、新たに3人の国会議員の後援会を設立し、後援会の数は14になった。今後も、税政連と後援会の連携を更に強化し、後援会組織の拡大と活動の強化を図り、税理士法改正や税制改正を実現したいと思う。また、後援会の定期総会等は、被後援議員の政治理念や国政活動の報告の場だけでなく、税の専門家である我々の意見を述べる場でもあり、お互いに情報共有する機会である。その大切さを認識し、後援会設立後も定期総会等の開催を継続していただくようお願い申し上げる。

今後も、税理士の未来を築くため、政治連盟は税理士会と連携して政治活動を行っていく」と述べた。

その後議事に入り、上程された全6議案について審議の結果、いずれも賛成多数で原案どおり可決承認された。最後に末吉幹久総務副会長の閉会の辞により大会は終了した。

大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の現状に鑑み、当初予定していた会場から九州北部税理士会館（福岡市）に会場を変更し、第52回定期大会を開催した＝写真。

冒頭、上村常憲会長はあいさつに立ち、「今後の取り組みについて検討を行った。

今年度の会費アンケート実施方法など協議

組織委員会

日税政は5月25日、第2回組織委員会（吉田恵幸委員長）を開催した。会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議として行われ、主に税政連の組織体制に関する協議を行った。

組織委員会では毎年「税政連の会費の徴収状況に関するアンケート」を行っている。本アンケートにより各単位税政連傘下の支部（県税政連、地区連税政連、地区会等）の税理士会会員数、税政連会員数、会費収納者数について等を調査し、会費の徴収状況や入会届の徴収の有無等の実態の把握に努めている。併せて各単位税政連の会報発行状況や税理士を主な対象者とする研修会の開催状況等、会員向け施策の実施状況についても調査のうえ、集計・分析を行っている。会議では、前年度の調査結果を基に、今年度の調査の目的を再確認し、アンケートの実施方法について協議した。

その他、栃木県税政連訴訟についての経過報告や、定期大会に係る本連盟規約等の一部変更案として、全国の税政連役員が協力して運営するという姿勢を維持しつつ、これまで同様に多くの税政連会員が大会に参加できる運営方法を見直すこと等についての意見交換を行った。

政治嫌い

中国　荒神五師

新型コロナウイルスの感染防止が叫ばれるなか三密回避下で座談会は開催された。従前より後援会に関して後援会活動の低下、会員数の減少そして会員の高齢化が問題点として挙げられてきた。そこで後援会に入会していない、入会しているが活動に参加していない若い会員を交えて口角泡を飛ばして論議する場を設定した（時節柄、口角泡を飛ばすことは控えたが）。国政選挙のたびに「若者の政治離れ」が指摘され我々も「若者の政治離れ＝政治嫌い」と感じていた。しかしである。論議が進む中で今まで感じていたものと違うぞと思い始めていた。

税政連があるということすら知らなかった。後援会からの案内がないので最初に入会を逃がしたら、ずっとそのまま。自分たちの要望がなかなか通らない等々。これって「政治嫌い」というより活動の足元の問題。今一度、税政連の政治活動の目的を起点とした後援会活動の意義を周知しなければならないと猛省する。「本気で、その政治家を応援する後援会だったら僕は入りたい。行っても行かなくても別にいいという後援会には少なくとも行かない」この言葉を私たちはどのように捉えるか。

お詫びと訂正

会報「日本税政連」第554号（6月1日号）5面、国会議員等による税務支援視察記事で、「里美隆治議員」とあるのは、正しくは「里見隆治議員」でした。お詫びして訂正いたします。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険
加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会

資料請求先
株式会社日税連保険サービス
〒141-0032
東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912　FAX 03-5435-0907
ホームページ　ぜいばいほけん　検索
＊ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

地方短信

第47回定期大会を開催

名古屋税理士政治連盟

名古屋税理士政治連盟は、6月12日、税理士会ビル（名古屋市）において第47回定期大会を開催した＝写真。

本年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国会議員等の招待、関係役員等への出席案内を取り止めるとともに、国政報告会及び懇親会の開催も中止し、規模を縮小して開催した。

尾崎秀明副会長の開会のことば、平昌彦会長のあいさつに続いて、前原明弘代議員が議長に選出され議事に入った。令和元年度運動経過報告承認の件、同収支決算承認の件、令和2年度運動方針決定の件、同収支予算決定の件の4議案はいずれも異議なく原案のとおり可決承認された。

引き続き、令和2年度連盟表彰及び令和元年度支部表彰が行われ、来賓、国会議員等の招待や懇親会を取りやめて開催された。

國仲勝則会長のあいさつでは、「コロナ禍における申告や納付期限の延長措置が行われるなか、政府の第1次及び第2次補正予算の成立等、取り巻く環境が様変わりしている。そのため、この新型コロナ感染症の影響を考慮しつつも積極的な活動を展開して税理士の社会的使命を果たしていくべきである。全国の移動自粛が解除され今後も厳しい環境が想定されるが、会員、役員、執行部が一致団結して活動を行っていく」とのあいさつがあった。

続いて議案審議に移り、上程された第1号議案から第5号議案までをいずれも満場一致で原案どおり可決承認した。

続いて、太田直樹日税政会長からの祝辞が代読され、定期大会を滞りなく終了した。

地方短信

第24回定期大会を開催

沖縄税理士政治連盟

沖縄税理士政治連盟は、6月19日、沖縄税理士会会議室（那覇市）において第24回定期大会を開催した＝写真。

本年度の定期大会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、三密場面などの集団感染症リスクが高い状況を回避すべく開催日及び会場の変更を行い、来賓、国会議員等の招待や懇親会を取りやめて開催された。

太田直樹日税政会長からの祝辞に続いて、太田直樹日税政会長からの祝辞が代読により披露された。最後に菱田裕之副会長の閉会のことばをもって定期大会は終了した。

渓流

緊急事態宣言下での税理士への期待

昨年末から発生の新型コロナウイルスの猛威も世界に拡散し、なかなか収束の兆しが見ない日々が続いている。確定申告もまだ期限が来ていない中、緊急事態宣言を受けて、税理士業務においても大きな影響が出ている。4月15日に日税連より「税理士の業務とテレワーク（在宅勤務）～新型コロナウイルス感染防止対応版～」が公表され、税理士の仕事の在り方も見直しが求められている。

私たちの大切な関与先である中小企業においては、その影響は計り知れなく、国も企業の倒産を防ぎ、雇用を維持するための様々な支援策を矢継ぎ早に繰り出してきている。

さて、そこでこの緊急事態において今税理士が果たす役割は何なのか考えてみたい。

かねてより税理士業務において困難な者へのサポートについて」と題し代理・代行申請には注意を要するもの、積極的な支援を呼び掛けている。

義務があるからでもあるが、この緊急事態においては今まで真面目にしっかり適正申告をしてきたからこそ、支援を受ける権利もあるものと思う。税理士として従来から行ってきた税務支援があるからこその、今回の中小企業への支援も私たち税理士への大きな期待であると強く感じる。

（吉田）

安倍内閣支持率低下

地方短信

階猛後援会が総会開催

東北税理士政治連盟

2月22日、岩手県税理士会館（盛岡市）において、税理士による階猛後援会の第5回定期総会が開催された＝写真。

当日は来賓として、階猛衆議院議員（無所属・岩手1区）、毅田有一岩手県税理士政治連盟会長、工藤重信東北税理士会岩手県支部連合会会長、岩根修象元岩手県税理士政治連盟会長、菊池二郎東北税理士会盛岡支部長を迎え、総勢18人による総会となった。

丹代一志後援会幹事長の司会のもと工藤善規議長の進行によりすべての議案が滞りなく可決承認された。議事終了後、階猛衆議院議員から国政報告があり、令和元年11月26日東日本大震災復興特別委員会で「東北税理士会を中心に全国税理士会から要望の出ている災害損失控除を認めるべきである」との質問をし、政府参考人から明確な回答は得られなかったものの、「さらに一歩踏み込んだ対応」をお願いした旨の報告があった。

税理士による階猛後援会は、税理士制度、中小企業に対して深い理解と認識のある階猛衆議院議員を今後も強力に支援していくことで一致団結し総会は終了した。

閉会後は盛岡市内にある「大むら」にて、階猛議員を囲んでの懇親会が開催され、和やかに懇談・情報交換を行った。

退職金対策、考えていますか?!

ぜいたいきょうは、1983年（昭和58年）の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。

安心できる退職金制度は？
関与先にも紹介したい…

退職金のことなら
ぜいたいきょう にお任せください！

えっ？複利で2%!?
会員急増中！

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための
ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は…

✓満65歳未満まで OK!　✓関与先の皆様もご加入できます　✓複利はなんと2%!!!
✓掛金は全額必要経費、または損金に計上　✓月額 3,000円から確かな保証!
✓充実した福祉事業制度（結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意）

より分かりやすくリニューアル！ 検索 ぜいたいきょう
制度の詳細はホームページをご覧ください

一般社団法人 ぜいたいきょう 税退共
（旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会）
〒330-0846　さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720　Fax.048(645)9261　http://www.zeitaikyo.com

※東京税理士会の会員の皆様は、一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会へご加入ください。

アクティブ

甘利明自民税調会長に聞く

日本税理士政治連盟は、340を超える税理士による国会議員等後援会を各地で結成し、税理士業界に理解のある議員を応援している。そして日ごろの活発な後援会活動を通して被後援者との関係を深め、毎年の税制改正では積極的に要望し、働き続けている。

本紙では、全国の後援会活動をさらに推進していくため、後援会が行っている日常活動や被後援者・後援会長のそれぞれから見た理想的な政治家像・後援会像、そして被後援者から税理士会へのメッセージについてのインタビューを行っている。

今回は、甘利明自民党税制調査会長と小林後援会長から話を聞いた。

◆出席者◆

自由民主党税制調査会長　甘利　明
（衆議院議員・神奈川13区）
税理士による甘利明後援会会長
小林　貢
（司会）後援会対策委員長　南条吉雄
同副委員長　長尾　仁

世の中の動きを税が先導

■後援会設立の経緯

――後援会設立の経緯、のもと設立されましたことをお聞かせください。

小林　甘利議員の後援会は若手税理士も数多くおり、政治経済並びに文化活動を支援・後援し、後援会の一層の繁栄を図るという目的のもと設立された後援会です。

後援会が設立されてから21年の年月が経っておりますが、昨年4月25日の定期総会をもちまして、初代会長の中野豊三郎後援会長を継いで私が2代目後援会会長になりました。

後援会の活動で印象に残っていることは数多くありますが、その中でも昨年10月に甘利議員が自民党税制調査会の会長に就任した直後、私が2代目会長として初めて臨んだ令和2年度税制改正要望の陳情です。

税制を実質的に決定する税調会長の甘利議員に陳情を行うにあたり、非常に緊張感がありました。甘利議員が税理士会の意見に耳を傾けてくださったので、予定された時間を大幅に超えて熱心な議論を行わせていただきました。また、提言の内容や方法を私なりに再度検討を加えることが必要であるという印象を受け、陳情活動の難しさを感じた次第でございます。

また、5月25日には、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている地元の中小企業の支援の一環としての持続化給付金について、税理士が力になれることはないかということで、緊急要望として北島則行東京地方税理士会会長、地区連会長、副会長と共に甘利議員の事務所に陳情に伺いました。

甘利議員本人からは、原則は本人申請であるため税理士による代理申請はできないが、電子申請が困難な事業者への申請の支援は可能である。そのため中小企業の理解者である税理士が積極的に支援していただきたい、との回答を即座にいただきました。当日は資料を交えながら熱心に説明していただき迷惑をかけるな」ということを常々仰っていたので、あえてお知らせしなかったとのことでした。中野先生のお人柄が表れていたと感じます。

また、私の後援会会長を務めていたことに非常に誇りを持っていたということを伺いまして、感激を新たにした次第です。

その後、小林先生に2代目後援会長になっていただき、立派に後援会を守っていただいております。今までも、後援会を通して、節目節目に時局講演を行わせていただいております。小林後援会会長になってからも講演を行わせていただいております。お目にかかる税理士の先生も数多くお越しいただいております。世代が変化していく中でも、引き続き応援していただいていることに感動した次第でございます。

南条後援会対策委員長

■税制調査会長として

――税制調査会長として作りました。党がまとめた大綱を税制の原案として政府が受け取り、税法にして、予算の歳入を図ります。伝統ある役割分担であり、与党がすべき最大の仕事です。その党税調の責任者を拝命出来、権威の重さを感じております。

甘利　私も「税」のことは税調で何十年も議論を重ねてまいりました。税調の一構成員から、幹事、副会長になって、税調会長を務めさせていただくことができました。山中貞則氏の言葉である「税は国家なり」の言葉のとおり、国家は徴税の権限を持たされており、政策の原資を通じ経済、社会全体のあり方に大きな影響を与えます。まさに、税から国の礎がスタートします。

徴税の歴史というのは、中国の日本に関する最古の書物である「魏志倭人伝」にも出てくる話であり、正に国の基盤なんだということを改めて感じた次第です。国家予算については、内閣、政府が作りますが、税は党が心に説明していただき税理士会に対する深いご理解をいただいていた証だと再認識いたしました。

甘利　私の後援会を作っていただき21年になるのですが、20年間を超える間、税理士の先生方とお付き合いをさせていただいており、非常に光栄に思っております。

また、そんなに長い年月が経ったのかと感慨深いです。私の後援会は中野先生を初代会長としてスタートしていただいたのですが、振り返ってみると色々な思い出が蘇ります。

初代会長の中野先生が体調を崩されていたということは存じ上げていたのですが、お亡くなりになられた時の訃報が私には届かなかったので中野先生の自宅にお悔やみに伺いまして奥さんから伺ったのです。後で中野先生は「人様に迷惑をかけるな」ということを常々仰っていたので、あえてお知らせしなかったとのことでした。中野先生のお人柄が表れていたと感じます。

また、私の後援会会長を務めていたことに非常に誇りを持っていたということを伺いまして、感激を新たにした次第です。

その後、小林先生に2代目後援会長になっていただき、立派に後援会を守っていただいております。今までも、後援会を通して、節目節目に時局講演を行わせていただいております。小林後援会会長になってからも講演を行わせていただいております。お目にかかる税理士の先生も数多くお越しいただいております。世代が変化していく中でも、引き続き応援していただいていることに感動した次第でございます。

長尾後援会対策副委員長

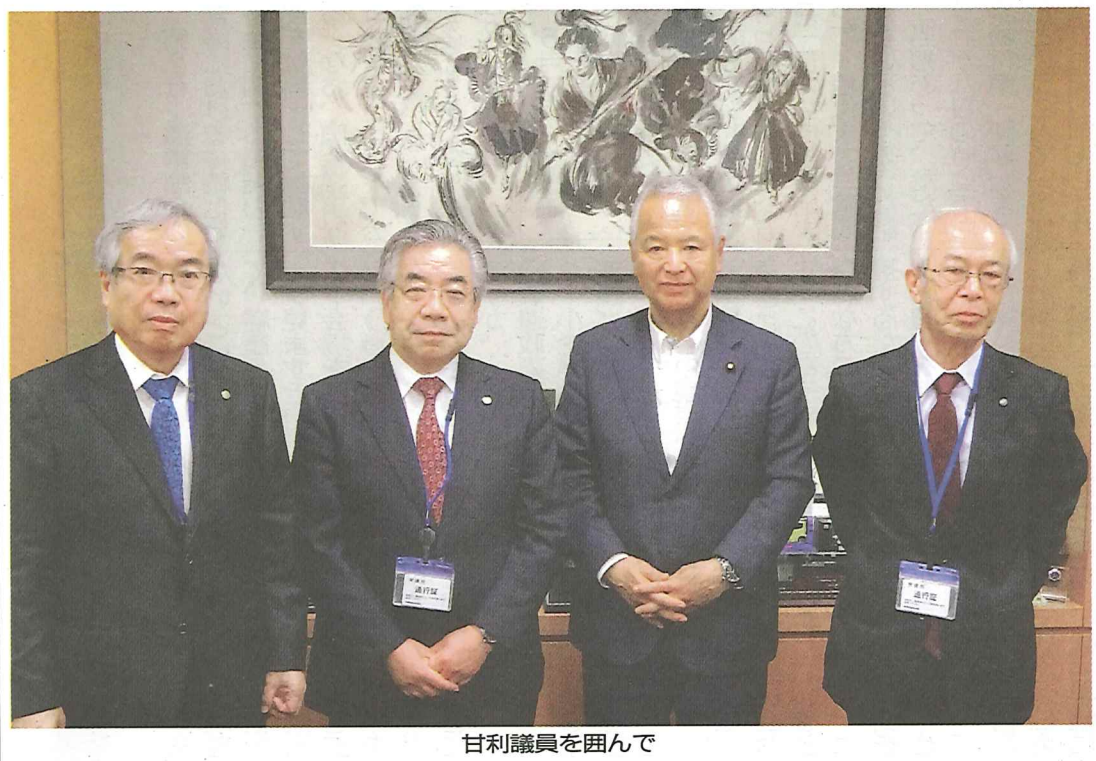
甘利議員を囲んで

小林・税理士による甘利明後援会会長

■「攻めの税調」とは

――甘利議員は「攻めの税調」という言葉を使いますが、攻めの税調として目指された具体的な内容についてお聞かせください。

甘利　世の中の経済モデルは日々革新を続けていきます。最大の変革というのはデジタル社会への転換、いわゆるデジタルトランスフォーメーションです。租特（租税特別措置）の役割というのは、税の公平性を曲げてでも誘導するその先に価値があるということです。国をあらまほしきに誘導していく役割が「税」にはできるとまさに税は国家であります。

持続化給付金の申請については、全部電子申請ということを貫きましたから、ネットに慣れていない高齢の経営者にとっては紙ベースでの申請の方がスムーズに対応でき、税理士に頼らず申請できたのかもしれません。

しかし、電子申請が浸透している今日の世の中では、正に甘利議員がおっしゃった、世の中の動きを税が先導するという言葉が身に染みます。

これからも甘利議員に頑張っていただいて、私ども税理士も勉強させていただくことが職務であります。中小企業のよき理解者として、現場の「声」を今後も国政に届けていきたいと考えております。

本日は、甘利議員から貴重なお話をいただきましたが、限りある紙面のため全て掲載できないのは残念です。本企画にご協力いただきました甘利明事務所のスタッフの皆様、後援会会長など関係各位に改めてこの場で厚くお礼を申し上げます。

■政治家としての理念

――甘利議員の政治家としての理念をお聞かせください。

甘利　私も70歳になりましたので、後継者は誰にするのかとよく聞かれます。政治家を務め上げるのであれば、よほど腹を括ってやらなければ務まりません。政治生活終盤に差し掛かっての私の思いやりがいはもちろんありますが、辛いことの方が多いです。マスコミは真実を伝えてくれる方が少ないです。それでもいいと思う人しか政治家はやらない方がいいです。ですから、家族に政治家はさせたくはありません。

ですが、それでも政治は何より重要で「後世・歴史が評価してくれればいい」という覚悟でやるしかありません。政治家がいてくれたから今があると、と言われればそれでいい。

画家のゴッホではないですが、生きているうちは評価されず、亡くなった後に評価される、正しい評価は、後世ではないと本当は分かりません。

小林　毎月送ってくださる国会リポートや、テレビで甘利議員の考えを常日ごろお聞きしております。以前にされており、まさしく今、デジタル化社会になったと私自身強く感じております。

甘利議員の言っていることは、裏付けされております。そのような点を見ても政治は後世・歴史が評価できるのではないかと思いました。

先進国の中で周回遅れだ、というお話を盛んにやってくる、日本はデジタル化社会が日本のデジタル化給付金の業務で日々多忙です。今はe―TaxやeLTAXといった電子申請制度も非常に浸透してきたという印象を受けております。一昔前までは考えられないことでしたね。

■後援会活動について一言

――最後に甘利議員と小林後援会長からこれからの後援会活動について一言お願いいたします。

甘利　自民党の経済政策の柱はいくつかありますが、イノベーション政策や、中小企業政策です。中小企業は雇用の7割を支えておりますし、事業所でいえば99・7％を担っております。

日本は経済力が強いとよく言われますが、その土台に足腰の強さで大企業を支える中小企業があるからこそ、日本経済は成り立っております。

正にその中小企業を支えているのが顧問税理士である先生方であり、経営者の本音を間近で聞いております。日本の産業の基盤を支える中小企業者の本音を理解して政策提言をしていただくことが我々政治家にとっても大切です。

小林　甘利議員は、初入閣の時から現在に至るまで、大臣や自民党の税調会長など数多くの重要なポストを歴任されております。甘利議員を我々税理士が間近で応援させていただけることに対して、非常に誇りに思っております。

冒頭でも話しましたが、昨年4月に総会を開催しました。当時甘利議員は自民党の選挙対策委員長を務めており、大変お忙しい時に地元である神奈川県・大和市にお越しいただきました。財政・経済・国政報告と貴重なお話をいただきました。若手税理士を含め多くの後援会会員がおりますので、甘利議員のお話を聞いて非常に感銘を受けたかと思います。

これからも甘利議員に頑張っていただいて、私ども税理士も勉強させていただくことが職務であります。中小企業のよき理解者として、現場の「声」を今後も国政に届けていきたいと考えております。

本日は、甘利議員から貴重なお話をいただきましたが、限りある紙面のため全て掲載できないのは残念です。本企画にご協力いただきました甘利明事務所のスタッフの皆様、後援会会長など関係各位に改めてこの場で厚くお礼を申し上げます。

対談を終えて

後援会対策委員長　南条　吉雄

――本日はありがとうございました。

選んでよかった! JDL
税理士のみなさまへ
JDLをトライアル!
無償 実務で納得
一般企業法人1社の会計処理から申告書作成、電子申告まで、実務でご利用いただけるトライアル版ソフトウェアをご用意しました。JDLシステムの使い勝手を、ぜひ体験してください!
アイベックスボーイ®
©Japan Digital Laboratory
JDLの財務・税務・電子申告を実務でトライアル!
JDL IBEX クラウド組曲 Major®
トライアル
開業5年未満の会計事務所のみなさまには
SSP Start-up Support Program
お申込み受付中!
『スタートアップ会計事務所支援プログラム』
□ 法人5件の財務・税務・電子申告が無償!
□ 会計処理から税務申告までを"一筆書き"!
□ 顧問先用の記帳・自計化ツールも無償提供!
※一般企業法人1社の処理、SSPからのお申込みは一般企業法人5社の処理が行えます。
JDL Japan Digital Laboratory
株式会社 日本デジタル研究所
本社／〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3　☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス　https://www.jdl.co.jp/
PCでダウンロード・ご利用!
お申し込みはWebで簡単!
JDL トライアル　検索

【資料】第201通常国会会議録抜粋

第201通常国会の審議における持続化給付金に関する質疑の一部を資料として掲載する。なお、国会議事録はインターネットで公開されている。（https://kokkai.ndl.go.jp/#/）

5月12日　参議院　経済産業委員会

○斎藤嘉隆委員（立憲民主党・愛知選挙区）　持続化給付金の話もさっきありました。五月一日から申請が始まって、給付まで二週間ぐらいというふうな話が当初あって、ただ、それが八日の時点でもう給付第一弾が始まったということで、予定よりも随分前倒しでやっていただいている。これ、役所としてのこの御努力には、これはもう改めて敬意を表したいというふうに思っております。

ただ、まだまだいろいろ改善すべき点がやっぱりあると思っているんですね。

高齢の事業者さんなんかでいうと、ネットでの申請というのがやっぱりかなり困難で、そのことをいろいろ状況を改善したくていろんなところに問合せをしたいんだけれども、なかなか窓口がつながらなかったり見付からないというのもあって、経産省のホームページ見ますと申請サポート会場を開設をするという旨の標記があるんですが、これもう既に開設をされているんですか。

○渡邉政嘉政府参考人（中小企業庁経営支援部長）　持続化給付金の申請は、迅速に給付を行うとの観点から電子申請を原則としているところでございます。この電子申請が不慣れな方の申請を御支援するために申請サポート窓口を開設することとしており、本日、いち早く準備の整いました東京都で三カ所、熊本県で一カ所、計四カ所の窓口を開設したところでございます。さらに、十六日までに各都道府県に一カ所以上、五月の末までには全国で四百カ所以上の設置を完了すべく全力で取り組んでいるところでございます。準備ができ次第、経済産業省のホームページなどで公表をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、もちろん申請サポート会場が設置するまでの間におきましても、可能なサポート体制はできる限り構築したいと考えております。具体的には、税理士等の士業団体や全国の商工会、商工会議所に対して要請文書を五月八日付けで発出をし、事業者の申請サポートをお願いしたところでございます。

また、申請の受付の開始と同時に申請専用のコールセンターを立ち上げ、朝八時半から夜七時まで、電子申請の方法を含め、皆様方から様々なお問い合わせの対応をしているところでございます。ウエブ上での申請画面を見ながらお問い合わせいただいた方については、記入の方法、書類の添付の方法をお伝えするなど、電子手続に不慣れな事業者の方に寄り添ったサポートを行っているところでございます。

これらに加え、経済産業省のホームページにも、申請手続の解説動画ですね、動画としても掲載したり、新聞折り込みチラシによる広告の活用など、事業者の皆様方の申請を様々な形で支援させていただいてございます。

○斎藤嘉隆委員　本当に、いろいろ努力をしていただいているのは認めるんですね。今の申請のサポート会場についても五月中に四百カ所ということですので、大変だと思いますが、是非御努力をいただきたいと思います。

例えば、経産省が出しているこの持続化給付金のQAを見ると、代理申請は可能かという問いに対して、申請は法人、個人事業者本人による申請、電子申請の際、身近な人や日頃手続の相談をされている方などに申請の支援をしていただくことは問題ありませんと、こうあるんですね。

じゃ、例えば、日頃税務相談なんかをしている税理士さんとか、あるいは社労士さんとか、こういった方に例えばお願いをして、例えば税理士さんの事務所でそのパソコンを使って代理で申請をすると、これはいいのか、これは支援でいいのかとか、これは代理、代行だから、支援じゃないから駄目なんじゃないかとか、これ実は当の税理士さんや士業の皆さんの中でもこんなことでさえ意見が分かれているんですね。

こういうことを明確にしないと、後でこれは無効ですよ、何か罰則がありますよなんて話になることをちゅうちょして申請ができないというケースも散見されているので、ここ、ちょっとはっきりしてください。これ、いいんですね、こういうケースは。

○渡邉政府参考人　持続化給付金につきましては、幅広い事業者に迅速な給付を行うことが重要な制度でございますので、今般、ウエブで、簡易な方法で申請することができる仕組みとするとともに、審査において本人確認や二重受給の有無等の確認を容易にするために、代理人ではなく本人名義で申請をしていただくということにしてございます。

他方、電子申請をする際に、身近な方や日頃各種手続の相談をしている方々に、ウエブ上でのその入力の支援や必要書類の確認といった、申請をその場でサポートしていただきながら申請を行っていただくことは可能だということでございます。

○斎藤嘉隆委員　いやいや、それがよく分からないんですよ。税理士さんが例えば依頼を受けて、必要な書類を預かった上で自分の事務所に持ってきて、本人はいませんよ、本人はいない中で、代理で書類作って申請をそのパソコンからしたと。

いいんですか、これは。これは駄目なんですか、本人がいないと。

○渡邉政府参考人　今回の運用の中では、原則、申請は本人にしていただくということで考えてございます。

○斎藤嘉隆委員　じゃ、駄目なんですね、税理士が代理で、代行で申請をすることは。おかしくないですか、それ。通常、納税の様々な手続だって税理士さんやっているわけですよ。それをこの持続化給付金に限っては、本人じゃないと駄目だと、税理士や社労士さんが代わりにやっちゃ駄目だなんて、そんなことでこの給付がスムーズにいくんですか。

そこ、改善していただけませんか。

○渡邉政府参考人　一般論で申し上げますと、行政文書の申請については行政書士が代行をすることができるということでございます。

したがいまして、今回もその代行業務としてであれば可能でございますけれども、運用として、今般は本人申請をお願いをしているということでございます。

○梶山弘志国務大臣　今日からそのサポート会場できましたけれども、サポート会場ではパソコンも用意して、それで申請をするということであります。

5月19日　衆議院　財務金融委員会

○末松義規委員（立憲民主党・比例東京）　中小企業の経営者の方々とも話したときに、まず、持続化給付金で、オンラインだけだと自分たちは余りその辺になれていないんだけれども、書面の形でも手続してもらったら大変ありがたいと言われているんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○渡邉政府参考人　持続化給付金は、百万者を超える経営の苦しい事業者の皆様に一刻も早く給付金をお届けするために、委員から御指摘がございましたように、ウエブ上への簡易な方法で電子申請をすることができる仕組みとしてございまして、ＰＣ操作等がふなれな方々から書面での申請を求める声があることは承知してございます。このため、全国各地に申請サポート会場を現在準備、開設をしてございます。十六日までに全都道府県に五十九カ所を設置したところでもありますけれども、月内には四百カ所を超える窓口を整備する予定でございます。

ここでは、例えば必要な書類を紙で持ち込んで申請いただくことも可能でございます。そこにございます関連の資材をお使いいただいて、指導員の指導のもと申請を行うことができるというサービスを御活用いただければというふうに考えてございます。

○末松委員　百万者を超えるような企業という話になると、本当にそこは一刻も早く必要な資金をお届けするという話でしょうから、地元でも商工会の方々がいろいろと協力されたりやっておられるということはよく聞いています。

こういうときに、やはりもっといろいろな方々を使って申請の代行をするということも重要だろうと思うんですけれども、例えば、ある数人の企業経営者の方から、うちは税理士さんにずっと見てもらっているので税理士さんにその業務代行ということをしようとしたら、そこはだめなんだと言われたんですね。

そういった専門家をやはりしっかりと使っていくということも重要だと思うんですけれども、そこの点はいかがですか。

○渡邉政府参考人　代理申請につきましては、申請時に本人確認や二重受給の有無等の確認を確実にするために、本人名義での申請に限定し、代理人名義での申請は禁止しているところでございますので、こういったサービスを御活用いただければというふうに考えてございます。

他方、本人名義での申請に御注意いただきつつ、士業の方々や御家族など身近な方々に申請手続の解説やウエブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを有償で行うことは可能であり、このような場合につきましては積極的に御支援をいただければと考えてございます。

○末松委員　その有償の場合、実際に申請者がしっかりと何かペイしながらそういった有効なサポート、そのときはやはり国がそこはサポートしていくという必要があるんじゃないですか。

○渡邉政府参考人　委員御指摘のように、申請に当たりまして必要な事項について、国としてもしっかりとサポートしていかなければならないと考えてございます。

先ほど申し上げましたが、原則論で申し上げますと、国に申請する書類を作成する行為に当たりますことから、行政書士法上の行政書士の方に、有償で行う場合は限定されているところでございます。

したがいまして、税理士の方であっても行政書士の資格をお持ちでいらっしゃれば、有償で行うことも問題がないというふうに考えてございます。

他方、本人名義での申請に御注意いただきつつ、士業の方々や御家族など身近な方々に申請手続の解説やウエブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを有償で行うことは可能であり、このような場合につきましては積極的に御支援をいただければと考えてございます。

○末松委員　その有償の場合、実際に申請者がしっかりと何かペイしながらそういった有効なサポート、そのときはやはり国がそこはサポートしていくという必要があるんじゃないですか。

○渡邉政府参考人　委員御指摘のように、申請に当たりまして必要な事項について、国としてもしっかりとサポートしていかなければならないと考えてございます。

先ほど申し上げましたが、原則論で申し上げますと、国に申請する書類を作成する行為に当たりますことから、行政書士法上の行政書士の方に、有償で行う場合は限定されているところでございます。

したがいまして、税理士の方であっても行政書士の資格をお持ちでいらっしゃれば、有償で行うことも問題がないというふうに考えてございます。

○末松委員　代理申請につきましては、何らかの方策でお示しをいただきたいというふうに思います。

○末松委員　ちょっとわからなかったんですけれども、税理士さんが代行業務をするということは認めているということですか、先ほど申し上げた申請サポート窓口やコールセンターでの対応を含め、ふなれな事業者に寄り添った丁寧な対応を行ってまいりますと。

○渡邉政府参考人　お答えいたします。

国に提出する書類を作成する行為に当たりますことから、申請フォームの記入、送信を有償で支援することは、行政書士法上、行政書士の方に限定されてございます。

他方、税理士など士業の方々が、申請フォームの記入や送信を無償で支援することや、申請手続やウエブ申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認などを有償で行うことは可能であり、このような場合につきましては積極的に御支援をいただければと考えてございます。

○末松委員　その有償の場合、実際に申請者がしっかりと何かペイしながらそういった有効なサポート、そのときはやはり国がそこはサポートしていくという必要があるんじゃないですか。

○渡邉政府参考人　委員御指摘のように、申請に当たりまして必要な事項について、国としてもしっかりとサポートしていかなければならないと考えてございます。

先ほど申し上げましたが、原則論で申し上げますと、国に申請する書類を作成する行為に当たりますことから、行政書士法上の行政書士の方に、有償で行う場合は限定されているところでございます。

したがいまして、税理士の方であっても行政書士の資格をお持ちでいらっしゃれば、有償で行うことも問題がないというふうに考えてございます。

関与先・提携企業・税理士業界が共に栄えるために

事業や暮らしを応援！ スケールメリットを活かした

全税共の事業

円滑な事業承継等を実現する

VIP大型総合保障制度

充実したプランで関与先を応援

●経営者大型保険（集団扱定期保険）

掛捨の割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。

●経営者保険総合プラン

働きざかりの経営者等の生涯保障や、役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険など多彩な商品を用意しています。

●経営者スーパープラン

ガンなどの生活習慣病保障に重点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般を用意しています。

＜募集保険会社＞

●朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命 ●メットライフ生命
●エヌエヌ生命 ●明治安田生命 ●住友生命 ●SOMPOひまわり生命 ●アフラック
●アクサ生命 ●富国生命 ●三井住友海上あいおい生命 ●オリックス生命 ●FWD富士生命

●団体所得補償保険（無事故戻し20%）◀保険料は団体割引30%

突然の病気やケガで就業できなくなったときの収入を補償

引受保険会社／損保ジャパン、東京海上日動火災

●団体長期障害所得補償保険◀保険料は団体割引30%

長期にわたる就業障害時の収入を補償

引受保険会社／損保ジャパン

●新・団体医療保険◀保険料は団体割引30%

入院１日目から補償、日帰り入院も補償
（一入院最高120日、通算1,000日まで補償）

引受保険会社／損保ジャパン

●介護・がん補償保険

要介護３以上で年金方式の保険金。1年更新の加入でがん診断保険金など様々な補償があります。

引受保険会社／東京海上日動火災

お問い合わせは全税共事務局、または上記保険会社へ

税理士・事務所職員、関与先等関係者のための

全税共年金（拠出型企業年金保険）

公的年金の補完・老後の備えに

＜全税共年金の特長＞

1. 掛金は月々１万円から

生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。

新規加入	月　払	１口５千円で２口以上40口まで
	一括払	１口10万円以上（任意） ただし、１回の加入につき200口まで （通算400口まで） 一括払のみの加入はできません
増　口	月　払	１口５千円以上 毎月
	一括払	１口10万円以上 一括払のみの増口も可能 年２回（１・７月）及び年金請求時
減　口	月　払	２口以上を残し、１口単位で減口可能 年２回（１・７月）

2. 年金の受取方法は３種類

給付金請求時に次の３通りから選択できます。

１）10年確定年金
２）15年確定年金
３）10年保証期間付終身年金

※年金に代えて一時金でも受取ることができます。

3. 掛金の運用

加入者の皆様からお預りした掛金は、各取扱保険会社の引受割合および予定利率（H31.3月現在 加重平均1.26%）に基づき各取扱保険会社が運用しています。毎年の運用実績が予定利率を上回った場合には、配当が上乗せされます。

＜取扱保険会社＞
●第一生命 ●明治安田生命 ●日本生命 ●住友生命 ●富国生命

お問い合わせは全税共事務局、または上記保険会社へ

事業承継（M&A等）顧客紹介制度

M＆Aのみならず、親族・従業員承継や
廃業に伴う不動産売却など
あらゆる角度から事業承継をサポートします。

本件に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行プライベートバンキング企画推進部
電話 03-3286-8493

経験豊富な税理士が税務に関わる悩みやご相談にお答えします

電話による税の無料相談

共催：日本税理士会連合会、
(公財)日本税務研究センター
支援：全国税理士共栄会

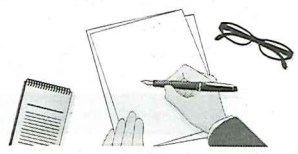

公益財団法人税務研究センター内（直通）
電話 03-3492-6016

この他にも業務や暮らしに役立つ事業を各種取り揃えております。詳しくは全税共ホームページをご覧ください。

全国税理士共栄会　〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館４階　TEL 03(5740)8331(代)　FAX 03(5740)8333
http://www.zenzeikyo.com/

あなたも代理店登録しませんか?!

新たな収入源で事務所を元気に！

税理士VIP代理店

関与先にＶＩＰを勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店 3つのメリット

メリット 1

事務所の収入源が拡大します

保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。

メリット 2

関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます

ＶIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない

①医療や年金制度など、充実した福祉制度
②円滑な事業承継
　などに関する詳しい保険知識が習得できます。

メリット 3

代理店業務は保険会社がアシストするので安心

保険会社は次のサービスを通じて、
ＶIP代理店の仕事をしっかりアシストします。

①代理店経営に関する相談窓口の開設
②保険設計に関する資料提供と支援
③保険販売ノウハウの提供と支援　など

税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるＶＩＰ大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

VIP代理店キャンペーン実施中

Z1 第21回 税理士VIP代理店推進キャンペーン

新規に代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈！

◆対　　象：税理士会会員
◆期　　間：2020年1月1日～12月31日
◆奨励基準：期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

※但し、過去のキャンペーンで奨励対象になった方を除く

既に代理店登録されている方には

Z2 第20回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

◆対　　象：税理士VIP代理店
◆期　　間：2020年7月1日～12月31日
◆対象契約：期間中に成立した全税共扱いの保険契約
◆表彰基準及び賞品

賞　名	表彰基準	賞　品
ドリームA賞	月額保険料 ※100万円以上	10万円 ギフトカード（商品券）
ドリームB賞	月額保険料 ※50万円以上	5万円 ギフトカード（商品券）

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額の合計額

税理士ＶＩＰ代理店に関する詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士ＶＩＰ代理店提携保険会社

◆朝日生命　◆第一生命　◆日本生命　◆ジブラルタ生命　◆メットライフ生命　◆エヌエヌ生命　◆明治安田生命　◆住友生命
◆SOMPOひまわり生命　◆アクサ生命　◆富国生命　◆三井住友海上あいおい生命　◆オリックス生命　◆FWD富士生命

全国税理士共栄会
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館４階　TEL 03(5740)8331(代)　FAX 03(5740)8333
全税共の事業は、ホームページでご案内しています。　http://www.zenzeikyo.com/